

施設の廃止手続き はお済みですか？

溶剤を使っていた場合は、市役所にご相談ください

洗濯施設の廃止



施設の廃止届出を提出



電子申請による届出OK

溶剤を使用していた場合

- ▶パークレン・エタン
- ▶ふっ素 を使用



土壌汚染の可能性があります

市役所にご相談ください



WEB相談も可能です



必要な届出を行わなかった場合、
法律や市の条例による罰則等が科せられる場合があります。

ご相談・手続き等に不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください

問合せ 横浜市 みどり環境局 水・土壌環境課 土壌対策担当

☎ 045-671-2494 ✉ mk-dojo@city.yokohama.lg.jp

<土壌汚染対策の必要な手続きの詳細はこちら>

横浜市 土壌汚染 クリーニング

検索

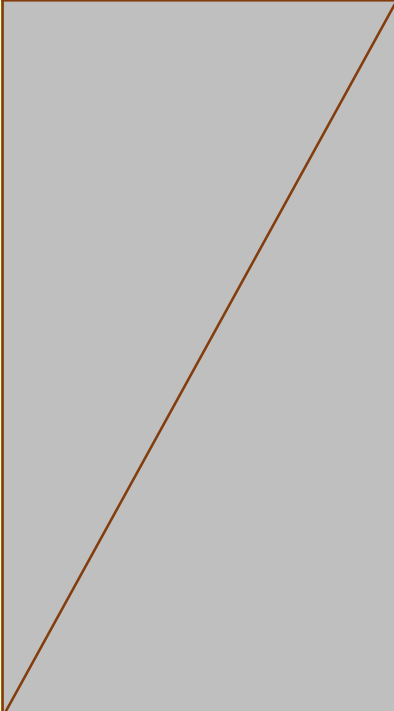


(令和6年6月発行)

主な届出^{※1}の要件や期限・頻度

※1 水質汚濁防止法、下水道法、土壌汚染対策法、横浜市生活環境の保全等に関する条例の規定に基づく届出

		開業前	営業中	閉業時
施設に関連するもの	要件	①施設を設置 ②公共下水道を使用	③施設を更新 ④設置場所、排水処理施設を変更 ⑤代表者名や店舗名を変更	⑥施設・店舗の廃止
	期限	①設置60日前 ②使用する前	③更新60日前 ④変更60日前 ⑤変更日から30日以内	⑥廃止日から30日以内

※2 土壌汚染に関連するもの	要件		⑦パークレンなどの使用状況を記録	⑩土壌汚染調査
	期限・頻度		⑧⑦の写しを土地所有者へ送付 ^{※3}	⑨店舗の増改築工事

※2 特定有害物質(パークレン・エタン・ふっ素系の溶剤等)を使用している場合

※3 事業者と土地所有者が異なる場合に限る

要件に該当する場合は、表面の問合せ先までご連絡ください。